

令和8年4月21日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 塩田 昌弘

「松山空港事務所新庁舎・管制塔新築工事」質問回答書

標記の仕様書等に関する質問事項について、下記のとおり回答致します。

記

	質問に関する入札説明書、 特記仕様書等の記載箇所	質問事項	回答
1	工事費内訳書 入札時積算数量書	改正建設業法等では、入札段階において入札金額内訳書に経費（材料費・労務費等）を内訳明示することが義務化されています。 （入契適正化法第12条） 工事費内訳書の提出においては、下記の内容を内訳1P目の下段（工事費の下）に記載することよろしいでしょうか。 （直接工事費のうち、材料費 円） （直接工事費のうち、労務費 円） （工事原価のうち、現場労働者の法定福利の事業主負担額 円） （工事原価のうち、安全衛生経費 円） （現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 円）	ご認識の通りです。